

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 1 月 17 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 小嶋美之

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

独立行政法人地域医療機能推進機構本部事務棟及び研修棟で使用する電気の調達

事務棟 予定契約電力：175kW 予定使用電力量：508,025kWh

研修棟 予定契約電力：46kW 予定使用電力量：83,461kWh

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成 31 年 5 月 1 日から 2 年間

(4) 需要場所

東京都港区高輪 3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 事務棟及び研修棟

(5) 入札方法

- ① 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当機構が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した履行期間の年間総価を入札金額とすること。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- ※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなく、当機構との契約を履行しなかったとき
 - (カ) その他、当機構に著しい損害を与えたとき
 - (キ) この項（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (ク) 監督又は検査の実施に当たり当機構が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者（落札者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
- ④ その他当機構が不相当と認める者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 平成28年度以降 全省庁統一参加資格「物品の販売等」でA、BまたはCの等級に格付けされ、「関東・甲信越」地区の競争参加資格を有する者
- ② 入札説明書の交付を受けた者であること。
- ③ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））

- ⑤ 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - ⑥ 過去3年間において、日本国内に当機構本部同等規模の電力供給実績、あるいはそれに準ずると経理責任者が認める実績を有するもの。
 - ⑦ 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
 - ⑧ 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
 - ⑨ 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別添2に掲げる入札適合条件を満たすこと。
 - ⑩ 平成29年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項の勧告を受けていないこと。
- (4) 応募に関する留意事項
- ① 資料の取り扱い
発注者が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。
 - ② その他
発注者が提示する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

3. 入札書の提出場所及び手続き等

- (1) 入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先

〒108-8583

東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課会計係

電話：03-5791-8255

- (2) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

本公告の日から平成31年2月7日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時30分から午後5時までに上記（1）問い合わせ先に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告別添1）と引き換えに交付する。なお、来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。（郵送費用は交付請求者負担とする）

- (3) 質疑 平成31年1月31日（木）17時までに電子メールにて提出。

電話・口頭による質問（入札方法・業務方法等全てを含む）は一切受け付けない。

質疑の回答は、平成 31 年 2 月 5 日（火）までに電子メールにて回答する。

(3) 入札日時

平成 31 年 2 月 19 日（火）午前 10 時より

(4) 入札場所

東京都港区高輪 3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟 3 階

※郵送等入札可。郵送等参加の場合は平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 5 時までに必着のこと

4. その他必要な事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3（2）により交付される入札説明書（入札関係書類）に基づき上記 2（3）の競争参加資格に関する証明書等を平成 31 年 2 月 12 日（火）午後 5 時（入札前提出書類締切期限）までに提出しなければならない。競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、参加資格を有すると認められた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札者は無効とする。

(5) 第一交渉権者の決定方法

契約事務取扱細則第 34 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は、交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 提出された応募書類は返却しない。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 詳細は、入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 小嶋美之 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構本部事務棟及び研修棟で使用する電気の調達の検討 (以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第 1 条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第 2 条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第 3 条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第 4 条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) ①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要素	区分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.525 未満	35
	0.525 以上 0.550 未満	30
	0.550 以上 0.575 未満	25
	0.575 以上	20
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50%以上	15
	0.75%以上 1.50%未満	10
	0%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.00%	10
	2.50%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を環境省〇〇〇〇長に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の2年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添 2 の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①平成 29 年 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれか数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 26 年度の二酸化炭素排出係数。 2. 上記 1 の係数が無い場合、各電気事業者が HP で公表している全電源平均の平成 29 年度の係数。
<p>②平成 29 年の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 29 年度の供給電力量(需端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 29 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス 3. 平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業

	<p>者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 29 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成 29 年の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}}$</p> <p>①平成 29 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 29 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③平成 29 年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ①、②の集計期間は FIT 法が施行された平成 27 年度 7 月から平成 29 年度 3 月分までの電力量を使う。 平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。 ③は平成 29 年度つまり平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの供給電力量を使う。 平成 29 年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>